

指定認知症対応型通所介護等事業

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
- (2) 所在地 京都府相楽郡精華町南稻八妻砂留2番地1
- (3) 事業者番号 2671400089
- (4) 提供地域 精華町
- (5) 指定年月日 平成17年5月1日

2. 同事業所の職員体制

- (1) 管理者1名 (2) 生活相談員3名 (3) 機能訓練指導員兼看護師3名 (4) 介護職員6名

3. 営業時間等

月曜日から土曜日までの午前9時30分から午後4時45分まで
※ただし、12月29日から1月3日までを除く。

4. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練などの介護を行います。

5. 利用料金等

- (1) 利用料 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割又は3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額自己負担となります。
- (2) 入浴介助費 介助浴1回あたり 400円 (自己負担は40円です)
- (3) サービス提供体制強化加算 (I) 1日あたり220円 (自己負担は22円です)
- (4) 介護職員処遇等処遇改善加算 (I) 料金の18.1%
- (5) 地域加算 (6級地) 料金の3.3%
- (6) 口腔機能向上加算 (II) 1回あたり1,600円※月2回まで (自己負担は160円)
- (7) 科学的介護推進体制加算 1月あたり400円 (自己負担は40円)
- (8) 食材料費 1食あたり790円 (全額自己負担です)
- (9) 送迎減算 片道につき470円減算 (自己負担額は47円減額です)

※その他、レクリエーションにかかる費用等は全額自己負担となります。

【基本料金及び利用者負担額】利用者負担額が2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍となります。

区分	基本料金	利用者負担額
要支援1	8,610円	861円
要支援2	9,610円	961円
要介護1	9,940円	994円
要介護2	11,020円	1,102円
要介護3	12,100円	1,210円
要介護4	13,190円	1,319円
要介護5	14,270円	1,427円

6. 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者等の個人情報は、本会が定める個人情報保護規程に基づいて、適切に管理します。また、認知症対応型通所介護事業を行う上で、本会の担当者が業務上知り得た利用者等の個人情報は、利用者の同意を得ることなく他の目的(事業)に利用することはありません。

7. サービスに関する苦情等

- (1) 当事業所の相談・苦情担当 通所介護課 通所介護係長：杉島 美香
(電話) 0774-98-3924
- (2) 本会以外の相談・苦情窓口 精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課
(電話) 0774-95-1932
京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会
(電話) 075-252-2152
京都府国民健康保険団体連合会
(電話) 075-354-9050